

社会福祉法人清祥会役員及び評議員報酬規程

（目 的）

第1条 この規程は、社会福祉法人清祥会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬について定めるものとする。

（報酬等の支給）

第2条 役員等には、次のとおり報酬等を支給する。

- （1） 役員等が職務に従事した都度、月額報酬8,000円を支給する。
- （2） 役員等が当法人の職員を兼ね職員給与を支給されている場合には、本規定に基づく報酬等は支給しない。

（費用弁償）

第3条 役員等が職務に従事した場合は、社会福祉法人清祥会旅費規程に基づき、その実費相当額を弁償することができる。

（公 表）

第4条 当法人は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表する。

（改 廃）

第5条 この規程は、評議員会の決議を経て改廃することができる。

（補 則）

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。平成26年10月1日制定の役員報酬規程は廃止する。